

# 福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.127  
令和3年4月27日発行

## ●contents

ようこそ!新しく公立学校共済組合の組合員となられたみなさまへ	2
個人情報の取扱いについて	3
組合員証・被扶養者の届出について	4
別居している被扶養者への送金の確認方法が変更となりました。	5
マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります	6 7
こんなときこんな給付があります 共済組合の短期給付	8
お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です	9
年金制度について	10
「ねんきん定期便」の送付について	
／「地共済年金情報Webサイト」のご案内	11
令和3年度保健事業のご案内	12 13 14 15
ベネフィット・ステーションについて	16 17
知っておきたい標準報酬制	
／公立学校共済組合 令和3年度掛金率等について	18
互助会への加入に関する取扱いが変わりました(お知らせ)	19
令和3年度教職員互助会の給付事業について	
／退職互助部制度のご案内	20 21
Hello! Doctor	22 23
健康相談事業／心のセルフチェック	24
いきいき健康だより	25
こころにサブリを28／福祉保健制度	26
ペンリレー／我家のペット／作品募集	27
世界味めぐりの旅／高知会館からのお知らせ	28 29
各月の送金日・締切日／各係の主な事業と問い合わせ先	30

# ようこそ!

## 新しく公立学校共済組合の 組合員となられたみなさまへ

### 公立学校共済組合のごあんない

「公立学校共済組合」をご存知ですか？  
公立学校共済組合の事業はみなさまの生活に深く  
関わっていますので、どんな組織でどんな事業を  
行っているのか、簡単にご紹介します。



#### 🌸 組合員とは？

公立学校の教職員等（常勤）になると、公立学校共済組合の組合員となります。

「公立学校の教職員等（常勤）」とは

- 公立学校の教職員
- 都道府県教育委員会の職員
- 都道府県教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関（都道府県が設置する図書館など）の職員などです。
- 臨時的任用職員（フルタイム）、任期付職員、会計年度任用職員（※）

※会計年度任用職員については、フルタイム勤務の者で月18日以上勤務した月が引続いて1年を超えて任用された方に限る。

#### 🌸 どこにあるの？

公立学校共済組合は東京に本部が、各都道府県教育委員会内に支部が置かれています。日常的な手続きは各支部で行っています。

##### 公立学校共済組合高知支部の連絡先

所在地：高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課内

電話番号：088-821-4755（代）

#### 🌸 どんな事業を行っているの？

公立学校共済組合は、**短期給付事業**、**長期給付事業**、**福祉事業**を行っています。

##### 短期給付事業

民間会社での健康保険に相当する事業です。  
組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。組合員になったときに交付される「公立学校共済組合員証」が、いわゆる健康保険証になります。

##### 長期給付事業

民間会社での厚生年金保険制度に相当する事業です。  
組合員の退職・障害又は死亡に対して年金（又は一時金）の給付を行います。

##### 福祉事業

民間会社での福利厚生に相当する事業です。  
組合員の健康の保持増進事業（人間ドックなど）、貸付事業（※）、宿泊・保養施設の運営などを行います。（（※）雇用形態等により『特別貸付』のみの適用となる場合があります。）



# ～ 個人情報の取扱いについて ～

「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき、  
組合員等の個人情報を適切に取扱います。

## ● 個人情報の利用について

組合員のみなさまからの届出・申告等による組合員及び被扶養者の方の氏名、性別、生年月日、住所等の個人情報、医療機関からのレセプト（診療報酬等明細書等）による給付情報、人間ドックや定期健康診断・特定健康診査受診による健診結果情報などは、掛金・負担金などの徴収業務、組合員証等の交付、医療給付などの短期給付、年金などの長期給付、人間ドックや特定健診・特定保健指導などの保健福祉事業及び貸付事業に関する事務処理に限り利用します。

**注記**：委託業者への個人情報の提供につきましては、第三者提供には該当しないため、高知支部が行う個人情報の利用範囲に含まれます。

### 委託事業（保健事業）

- 人間ドック事業（人間ドック申込データをデータ入力会社へ提供。受診者の氏名、性別、生年月日等を検診機関へ提供）
- 特定健康診査（健診結果個別通知や受診勧奨通知を行うため、氏名、性別、健診結果等を委託会社へ提供）
- 特定保健指導（特定保健指導の受診勧奨・実施のため、氏名、性別、健診結果等を委託会社ベネフィット・ワンへ提供）
- 福利厚生代行事業（維持管理のため氏名、性別、生年月日等を委託会社ベネフィット・ワンへ提供）

## ● 個人情報の互助団体への提供について

（一財）高知県教職員互助会及び高知市職員厚生会に対して、当該互助団体における給付金事業等を実施することを目的として、組合員及び被扶養者の方の氏名、性別、生年月日等の個人情報とレセプト及び医療費等の給付情報（該当互助団体の会員に限る。）を提供します。

**注記**：互助団体への個人情報の提供については、ご本人の申し出により停止することができます。

## ● 個人情報の本部への提供について

組合員の福利厚生制度の一環としての団体保険契約（福祉保険制度）の加入募集・継続・維持管理のため、組合員の個人情報（所属所番号、組合員証番号、氏名、生年月日）を本部へ提供し、本部はその組合員の個人情報を委託先の保険会社に提供します。

【個人情報の取扱いについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

# 組合員・被扶養者の届出について



毎年、年度替りには、組合員の異動や被扶養者の就職等により次の手続きが多く発生します。届出もれのないよう速やかに手続きをお願いします。

## ○組合員について

事由	提出書類
資格取得	・資格取得届関係の書類を提出期限までに提出してください。
氏名変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1 ・組合員証及び被扶養者がいる場合は被扶養者証
住所変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1

## ○被扶養者について

事由	提出書類
認定	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・個人番号記入様式（被扶養者用）※1 ・その他添付書類※2
取消 （就職・収入超過等）	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・就職先の保険証の写しなどの取消事由及び取消日が確認できる書類 ・資格喪失証明書交付申請書（様式第2-8号）（収入超過による取消の場合）※1
種別切替 （給与上の扶養手当の対象者でなくなった方（※）を引続き被扶養者として認定する場合）	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類※2 ※対象者の例：22歳の年度末を迎えた被扶養者、組合員がフルタイム再任用となったことにより扶養手当の適用を受けなくなった被扶養者
住所の変更	・記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号）※1

※1 公立学校共済組合高知支部ホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2資格関係から印刷することができます。

※2 「福祉事務の手引」（公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>（手引1）組合員資格）をご覧ください。所属所の事務担当者へご確認ください。



## 被扶養者の認定・取消は次のことに気をつけてください!!

- 被扶養者認定は扶養の事実の生じた日から**30日以内**に届出ください。30日を過ぎて届出をすると、所属所の受付日からの認定となります。
- 被扶養者が遡って取消となった場合、取消日以降に共済組合が負担した医療費等は**返還**していただくこととなります。日頃から被扶養者の状況を把握して、取消の事実が生じた場合は**速やかに取消の手続き**を行ってください。

組合員証および被扶養者証の紛失や盗難のケースが増えています。組合員証・被扶養者証は大切に保管していただきますようお願いいたします。



【組合員・被扶養者の届け出についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



大切なお知らせです！

## 別居している被扶養者への送金の確認方法が変更となりました。

今年度（7月～8月）に実施する被扶養者の資格確認（検認）から、別居している被扶養者への送金額の確認のため、送金の事実を確認できる書類を提出していただくようになります。

令和3年4月以降の送金の事実を確認できる書類等を大切に保管いただくようお願いします。

なお、被扶養者への送金額が不足していると被扶養者の資格取消となりますので、日ごろから被扶養者の収入と併せて送金額についても確認をお願いします。

送金の事実を確認する対象者		組合員の配偶者、子及び孫 <u>以外</u> の別居している被扶養者
送金の事実を確認する書類	送金の方法	検認時に提出いただく書類
	振込	振込書の写し、通帳等の写し、送金額が確認できる書類の写し等（日付・金額・振込先が分かるもの）
	現金書留	日付・金額・送付先が分かるものの写し
	手渡し	日付・金額を記載した「授受簿」（様式任意）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設への入所費用等の負担をしている場合は、費用負担の分かるもの（振込書の写し等）</li> <li>現物（食料、衣服等）を手渡しの場合は、日付・費目・金額を記載した「授受簿」（様式任意）</li> </ul>

### 被扶養者への送金額の基準について

組合員の送金額が被扶養者に認定しようとする者の収入（組合員及び他の者からの送金額を含む収入）の1/3以上であることが必要です。

#### ○別居時の送金額の考え方の例

被扶養者の収入：年間120万円  
組合員からの送金額：年間 90万円

$(被扶養者) 120万円 + (送金額) 90万円 = 210万円 (被扶養者の総収入)$   
 $210万円 \times 1/3 = 70万円$ …組合員の送金額は70万円以上であるため認定基準額を満たしていると判断します。

【送金確認方法の変更についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります



2021年3月から、オンライン資格確認を導入している一部の医療機関・薬局で、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためのプレ運用が開始されています。本格運用は2021年10月までに開始する予定とされています。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、事前にインターネットの「マイナポータル」サイトから利用申し込みを行う必要があります。

- 組合員証・被扶養者証は今後も発行します。
- 従来どおり、組合員証・被扶養者証で医療機関等を受診できます。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関等は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに掲載される予定です。
- 2023年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指すとしています。

## たとえば

### こんなメリットがあります

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます

※自治体独自の医療費助成等については引き続き書類の持参が必要です。

あなたが同意をすれば初めての医療機関等でも今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できます

今後の  
スケジュール  
(予定)

2021年10月から、マイナポータルで自身の医療費情報・薬剤情報を確認できるようになる予定です。

2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きでマイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能になる予定です。

## Q&A

### Q. マイナンバーカードのICチップにはどんな情報が入っているの？

A. ICチップには住所氏名などマイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などが入っています。健康保険証として利用できるようになってからも、ICチップに受診歴や薬剤情報などのプライバシー性の高い情報が入ることはありません。

### Q. マイナンバーカードを落としたら悪用されない？

A. マイナンバーカードのICチップを使うときは暗証番号が必要になるため、他の人は使えません。また、暗証番号は一定回数間違えるとカードの機能がロックされるようになっていきます。万が一落としてしまっても、24時間365日体制のマイナンバー総合フリーダイヤルで一時的に利用停止ができます。



### マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます

申請方法や利用方法等については、公立学校共済組合ホームページの「マイナンバーカードコーナー」をクリック！

ホームページは  
こちら ▶



そもそも  
マイナンバーカードとは？

申請して、取得できる  
顔写真付きのプラスチック製のカード。  
マイナンバーの他に、  
氏名・住所・生年月日・性別が記載されているよ！

対面(おもて面)でも オンライン(うら面)  
でも使える公的な身分証明書



おもて面は顔写真付き！だから、なりすまし  
できないよ！対面の身分証明書に！



うら面はICチップ付き！あなたを証明する  
情報が入っているよ！税や年金等の情報は入って  
いないよ！オンラインでの身分証明書に！

POINT!

オンラインでの身分証明書として、  
マイナンバーカードを使うためには、  
ICチップに「電子証明書」を搭載する  
必要があるよ！

パスワードの設定が必要だから、カードの  
申請時または受け取り時に、お住まいの  
市区町村で設定してね！

4つの申請方法の手順はこちら！

**スマートフォン**

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

**パソコン**

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

**郵便**

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

**証明用写真機**

- 1 タッチパネルから【個人番号カード申請】を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

あなたに合った  
申請方法があるかも  
つくってみよう！  
マイナンバーカード

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合  
通知カード、マイナンバーカード 其他のお問合せ  
**050-3818-1250 050-3816-9405**

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語  
対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to  
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について 通知カード、マイナンバーカード  
Inquiries about My Num- Inquiries about Notification  
ber System Card and My Number Card  
**0120-0178-26 0120-0178-27**

マイナンバーカード  
の申請方法は  
こちら

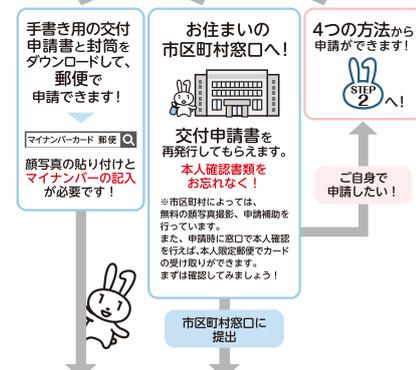
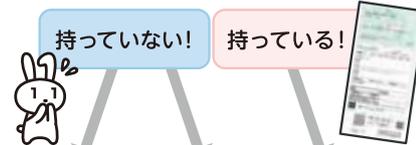


https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushisei/

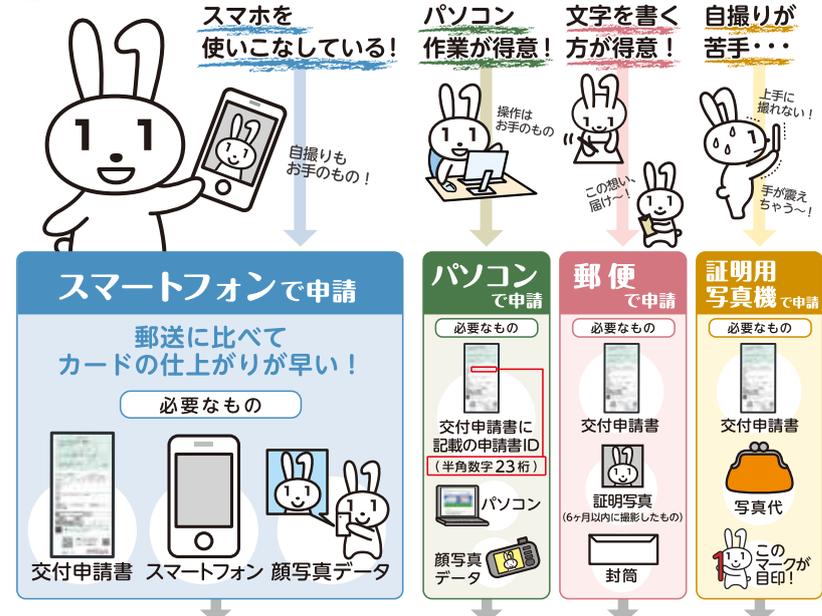
内閣府 総務省

STEP 1 まずは必要なものをチェック！

市区町村から通知カードと  
一緒に送られてきた  
交付申請書を持っていますか？



STEP 2 あなたは何派？ マイナンバーカード申請方法診断チャート！



ゴール 申請から約1ヶ月後、市区町村から「交付通知書」が届きます！  
交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう！

【オンライン資格確認についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

雑学コーナー  
人間の身体で一番  
鈍感な部分は

指先は2mm以上離れていれば2つの点を2点として認識できる。舌先になるとわずか1mmの間隔でも2点を認識できる。鈍感なのは背中。約6cm以上の間隔がないと2点を認識することができない。自分の背中を鉛筆で突いて試してみてください。

# こんなとき、こんな給付があります。

## 共済組合の短期給付

(請求期間は給付事由が生じた日から2年間です)

◎ 法定給付の詳しい手続き等は「福祉事務の手引」をご覧ください。

給付の種類	給付の事由	給付額	備考
療養の給付費 家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため 保険医療機関で療養するとき	【法定給付】 医療費総額の70/100 70歳以上は80/100(一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額 530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を 控除した額(100円未満端数切捨)	自動給付
入院時食事療養・ 入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため 保険医療機関から食事療養又は生 活療養を受けたとき	【法定給付】 食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額(自己負担額)を 控除した額	
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため 保険医療機関から先進医療等を受 けたとき	【法定給付】 保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100(一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100	
訪問看護療養費・ 家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため 指定訪問看護事業者から指定訪問 看護を受けたとき	【法定給付】 指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100(一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額 530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を 控除した額(100円未満端数切捨)	
高額療養費	1医療機関1ヶ月を単位として、自 己負担額が所得区分による限度額 を超えたとき	【法定給付】 自己負担額から所得区分による自己負担限度額を控除した額 (自己負担限度額は、年齢及び所得区分により設定されています。)	
高額介護合 算費	医療保険の自己負担と介護保険の 利用者負担の年間合計額が一定の 限度額を超えたとき	【法定給付】 年間合計額の一定の合計額を超えた額 (毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定)	請求による給付
療養費 家族療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず 医療機関へ医療費の全額を支払っ たとき、又は治療用器具購入や輸 血などを受けたとき	【法定給付】 法定額の70/100 70歳以上は80/100(一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額 530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を 控除した額(100円未満端数切捨)	
移家送 送費	組合員又は被扶養者が、大きなケガ や、病状が重篤等で急を要し医療 機関まで移送されたとき	【法定給付】 組合員:実費(法定基準) 被扶養者:実費(法定基準)	
出家産 産費	組合員又は被扶養者が出産したとき	【法定給付】 産科医療補償制度対象分娩の場合は420,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は404,000円) 50,000円 【附加給付】	
埋家葬 葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	【法定給付】 50,000円 【附加給付】 25,000円	
弔家慰 慰金	組合員又は被扶養者が水震火災等 の非常災害により死亡したとき	【法定給付】 組合員:標準報酬月額 被扶養者:標準報酬月額×70/100	
災害見 舞金	組合員又は被扶養者の住居もしくは 家財に1/3以上被害を受けたとき	【法定給付】 標準報酬月額の0.5月分~3月分	
傷病手 当金	組合員が公務外の傷病で勤務でき ないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3(1年6ヶ月) 【附加給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 (法定給付期間終了後6ヶ月) ※平均標準報酬日額:支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬 月額×1/22(10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
休業手 当金	組合員が法定事由により欠勤したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額の50/100 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
育児休 業手当金	組合員が育児休業となったとき	【法定給付】 1日につき 開始から 180日目まで:標準報酬日額×67/100 181日目以降:標準報酬日額×50/100 ※給付日額上限あり 支給期間:育児休業に係る子が1歳の誕生日前日まで(一定の要件を満たす場合は延長あり)	
介護休 業手当金	組合員が介護休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×67/100 ※給付日額上限あり 支給期間:介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
出産手 当金	組合員が出産のため勤務できない とき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 支給期間:出産の日以前42日から出産の日後56日まで ※平均標準報酬月額:支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬 月額×1/22(10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	

【短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です

組合員または被扶養者の方が次の公費負担医療制度（以下の①・②）の該当者となった場合は、医療機関で支払う医療費の患者負担額（2～3割）が市町村から助成されるため窓口負担が発生しなくなります。このため、共済組合からの医療給付（高額療養費等）は行いません。市町村からの助成と共済組合の給付との二重給付を避けるため、受給者となられた場合は必ず共済組合へ届け出てください。

## 共済組合への届出が必要な市町村の助成制度

- ①重度心身障害児・者医療 ……「障害医療費受給者証」
- ②ひとり親家庭医療 ……「ひとり親家庭医療費受給者証」

## 届出書類

①又は②の該当者となったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号）</li> <li>・受給者証の写し</li> </ul>
①又は②に該当していた方が、該当しなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号）</li> <li>・却下通知書の写し等</li> </ul>

## 注意事項

- 該当者となった旨の届出がない場合や、届出が遅れたことにより共済組合から医療給付を受給した場合は、当該給付金を返還していただくこととなります。
- ①又は②の該当者となった場合だけでなく、該当していた方が該当しなくなった場合も届出が必要です。届出が遅れると、本来受けることができた共済組合からの医療給付が受けられなくなることがあります。

(みほん①)

福 障害医療費受給者証		医療機関 提示用
公費負担番号	4 6 * * * * *	
受給者番号	1 2 3 4 * * *	
受給者	住所	780-**** 高知市〇〇町1丁目*-*
	氏名	公立 太郎 男
	生年月日	昭和**年**月**日
有効期間	平成**年**月**日 から 平成**年**月**日 まで	
加入医療保険	34390013 公立学校共済組合高知支部	
発行機関名 及び印	高知県 □□□市長	
交付年月日	平成〇〇年〇月〇日	

(みほん②)

福 ひとり親家庭医療費受給者証		医療機関 提示用
公費負担番号	4 3 3 9 * * * *	
受給者	住所	780-**** 〇〇市△△町1-2-3
	氏名	高知 花子
受給対象者氏名	No.	受給者番号
生年月日	性別	有効期限
高知 花子	00 2	* * * * *
昭和**年4月1日	女	2 7. 1~3 6 30
高知 一郎	01 2	* * * * *
平成**年8月10日	男	2 7. 1~3 6 30
交付年月日	令和2年 7月 1日	
発行機関名 及び印	〇〇〇市長	

こちらの受給者証を  
交付されたときは、  
共済組合へ届出が  
必要です！



【医療費助成を受けている方の届出についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

雑学コーナー

ジェットコースターの前と  
後ろの席、どっちが怖い

ジェットコースターの仕組みからすると、前席が下りに差し掛かったとき後席はまだ上り坂にいるため、前席にブレーキが掛かっている状態。後席は降下しはじめたときからブレーキなしの状態となるため、後ろ席のほうがより恐怖感を味わえる。

# 年金制度について



この春、新たに組合員となられた方もいらっしゃると思いますので、皆さんがどのような年金制度に加入しているのかを改めてお知らせします。

## 1 公的年金制度

### 【年金制度の体系】

3階	(厚生年金基金)	年金払い退職給付※2		
		経過職域加算額※1		
2階	厚生	年金		
1階	国民年金(基礎年金)			
	民間サラリーマン等	公務員等	被扶養配偶者	自営業・学生



長期給付事業キャラクター  
かめるん

国民年金基金  
(任意加入)

- ※1 被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分は平成27年9月30日をもって廃止されましたが、平成27年9月までの共済年金の加入期間を有する方については、経過的な取り扱いとしてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。
- ※2 新たな公務員の退職給付として「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設され、65歳から終身年金と有期年金として支給されます。平成27年10月以降の組合員期間をもとに算定されます。

## 2 年金の支給開始年齢

生年月日	62歳	63歳	64歳	65歳
S30.4.2 ～ S32.4.1	経過職域加算額		経過職域加算額+年金払い退職給付	
	特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金	
			老齢基礎年金	
S32.4.2 ～ S34.4.1	経過職域加算額		経過職域加算額+年金払い退職給付	
	特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金	
			老齢基礎年金	
S34.4.2 ～ S36.4.1			経過職域加算額	経過職域加算額+年金払い退職給付
			特別老厚	老齢厚生年金
				老齢基礎年金
S36.4.2～			経過職域加算額+年金払い退職給付	
			老齢厚生年金	
			老齢基礎年金	

【年金制度についてのお問い合わせ】共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

## 「ねんきん定期便」の送付について

ねんきん定期便は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入記録や年金の見込み額をお知らせしているものです。



### ◆送付時期◆

誕生月の月末ごろに、公立学校共済組合本部からご自宅あてに送付されます。届きましたら、必ず内容をご確認ください。

### ◆表示内容◆

誕生月の年齢	節目年齢の方(封書)		節目年齢以外の方(はがき)	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	<b>年金見込額</b> 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものと仮定して算出されます。	<b>年金見込額</b> 作成時までの加入実績に基づいて算出されます。	<b>年金見込額</b> 現在の年金制度加入状況が60歳まで継続したものと仮定して算出されます。(注)	<b>年金見込額</b> 作成時までの加入実績に基づいて算出されます。
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの保険料(掛金)納付状況		最近の保険料(掛金)納付状況	

(注)すでに老齢厚生(退職共済)年金が決定していて、在職中の方には「ねんきん定期便」は送付されますが、年金見込額は表示されません。

## 「地共済年金情報Webサイト」のご案内

「地共済年金情報Webサイト」とは、ご自身の公務員厚生年金に関する情報がご覧いただけるサービスです。閲覧には利用申込みが必要で、申込みをすると2～3週間後にユーザID通知書が送付され、申込時にご自身で登録したパスワードと通知されたユーザIDにより、閲覧できるようになります。



閲覧できる項目は、年金加入履歴および加入期間、保険料納付済額、標準報酬月額等、年金見込額、給付算定基礎額残高(年金払い退職給付の基礎となる残高)です。詳しくは、「地共済年金情報Webサイト」で検索してください。

- ☞ **携帯電話、スマートフォン、タブレット端末では上記サービスはご利用いただけませんのでご注意ください。**
- ☞ **利用の際は基礎年金番号が必要です。基礎年金番号は、年金手帳や「ねんきん定期便」等に記載されていますので、そちらでご確認ください。なお、お手元がない場合はお近くの年金事務所にお問い合わせください。**

【ねんきん定期便・WEBサイトについてのお問い合わせ】共済組合共済班 ☎ 088-821-4813